

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定納付受託者の指定【保健福祉局健康医療部保険年金課】

2

◇ 市選挙管理委員会

- 教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】

3

北九州市告示第 298 号

国民健康保険料の納付について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

| 指 定 納 付 受 託 者 | | 指 定 を し た 日 | 指 定 期 間 |
|---------------|------------------------|----------------|-----------------------------------|
| 名 称 | 住 所 | | |
| 三井住友カード株式会社 | 大阪市中央区今橋四丁目 5 番 1 5 号 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで |
| 九州カード株式会社 | 福岡市博多区博多駅前四丁目 3 番 18 号 | 令和 4 年 4 月 1 日 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで |

北九州市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和4年6月1日

北九州市選挙管理委員会
委員長 富増健次

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,727人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万7,722人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万7,028人

小倉北区 5万628人

小倉南区 5万8,061人

若松区 2万2,503人

八幡東区 1万8,355人

八幡西区 6万9,568人

戸畑区 1万5,971人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万1,056人